

答 申 第 8 4 号
平成 3 1 年 2 月 2 6 日

徳島県病院事業管理者 香 川 征 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 松 永 満 佐 子

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日付け徳病経第 2 2 1 号で諮問のありましたこのこと
について、下記のとおり答申します。

記

個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第 7 条第 8 号
関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性があると認められます。

なお、個人情報の提供を実施するに当たっては、個人の権利利益が侵害され
ないよう次の事項に留意の上、厳格な運用に努められるよう要望します。

- 1 徳島県立中央病院，徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院において，あ
らかじめ本人に行う医療情報の提供に係る通知の際には，趣旨を丁寧に説明
すること。
- 2 提供業務に従事する職員等に対する十分な指導や研修を実施し，個人情報
の適正な取扱いが徹底されること。

目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第7条第8号関係）

（個別事項）

番号	項 目	目的外利用・提供が認められる理由
1	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（以下「法」という。）に基づき、徳島県立中央病院、徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院の保有する医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供する場合	○健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資するとの法の目的を踏まえ、対処することが必要である。 ○提供される医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者が匿名加工し、医療分野の研究開発の用に供されることにより、その成果が患者に最適な医療の提供の実現につながるなど、医療情報を提供することには、公益上の必要性があると認められる。

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内 容
第107回	平成31年 1月24日	諮問 審議
第108回	平成31年 2月26日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長

(五十音順)